

令和7年3月21日

株式会社夢グループに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社夢グループに対し、令和2年6月11日に埼玉県が行った景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を踏まえ、同社が供給する「立体マスク30枚セット」と称する商品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名称 株式会社夢グループ（以下「夢グループ」という。）
（法人番号 9010001098124）
所在地 東京都文京区音羽二丁目10番2号
代表者 代表取締役 石田 重廣
設立年月 平成15年1月
資本金 3000万円（令和7年3月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品
「立体マスク30枚セット」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体
新聞紙面広告

イ 課徴金対象行為をした期間

別表1「課徴金対象行為をした期間」欄記載の各期間

ウ 表示内容（別紙）

夢グループは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、新聞紙面広告において、別表2「表示期間」欄記載の各期間に、同表「配布地域」欄記載の地域において、「立体マスク30枚セット3,600円（税抜）」及び「本日の広告の有効期限5日間」と表示することにより、あたかも、当該広告掲載日から5日間に限り、3,600円（税別）で、他に負担すべき費用はなく、本件商品を購入できるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、本件商品を1セット購入する場合には、3,600円(税別)の他に送料や手数料を負担する必要があるものであり、当該広告掲載日から5日間を経過した後も当該条件で本件商品を購入することができるものであった。

(3) 課徴金対象期間

別表1 「課徴金対象期間」欄記載の各期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

夢グループは、本件商品について、前記(2)エに記載の事実を認識しながら、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要(課徴金の額)

夢グループは、令和7年10月22日までに、6589万円を支払わなければならない。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03(3507)9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

別表 1

配布地域	課徴金対象行為をした期間	最後に取り引をした日	課徴金対象期間
栃木県	令和2年3月13日	—	令和2年3月13日
	令和2年3月19日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月19日から同年4月30日までの間
神奈川県	令和2年3月14日	—	令和2年3月14日
	令和2年3月19日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月19日から同年4月30日までの間
青森県	令和2年3月15日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月15日から同年4月30日までの間
兵庫県	令和2年3月15日	—	令和2年3月15日
	令和2年3月22日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月22日から同年4月30日までの間
岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県	令和2年3月19日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月19日から同年4月30日までの間
岐阜県	令和2年3月21日から同月23日までの間	令和2年3月26日	令和2年3月21日から同月26日までの間

配布地域	課徴金対象行為をした期間	最後に取り引をした日	課徴金対象期間
	令和2年3月28日から同年4月2日までの間	令和2年4月6日	令和2年3月28日から同年4月6日までの間
	令和2年4月7日から同月8日までの間	令和2年4月12日	令和2年4月7日から同月12日までの間
	令和2年4月13日から同月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年4月13日から同月30日までの間
島根県	令和2年3月22日	令和2年3月26日	令和2年3月22日から同月26日までの間
	令和2年4月7日	令和2年4月11日	令和2年4月7日から同月11日までの間
	令和2年4月21日	令和2年4月25日	令和2年4月21日から同月25日までの間
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	令和2年3月22日	令和2年3月26日	令和2年3月22日から同月26日までの間
	令和2年3月31日	令和2年4月4日	令和2年3月31日から同年4月4日までの間
	令和2年4月7日	令和2年4月11日	令和2年4月7日から同月11日までの間
	令和2年4月21日	令和2年4月25日	令和2年4月21日から同月25日までの間

配布地域	課徴金対象行為をした期間	最後に取り引をした日	課徴金対象期間
富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	令和2年3月22日から同月23日までの間	令和2年3月27日	令和2年3月22日から同月27日までの間
	令和2年3月28日から同年4月2日までの間	令和2年4月6日	令和2年3月28日から同年4月6日までの間
	令和2年4月7日から同月8日までの間	令和2年4月12日	令和2年4月7日から同月12日までの間
	令和2年4月13日から同月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年4月13日から同月30日までの間
北海道	令和2年3月26日	令和2年3月30日	令和2年3月26日から同月30日までの間
	令和2年4月7日	令和2年4月11日	令和2年4月7日から同月11日までの間
	令和2年4月21日	令和2年4月25日	令和2年4月21日から同月25日までの間

別表2

表示期間	配布地域
令和2年3月13日、同月19日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月3日、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月26日	栃木県
令和2年3月14日、同月19日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月3日、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月26日	神奈川県
令和2年3月15日、同月19日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月3日、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月26日	青森県
令和2年3月15日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月2日から同月3日までの間、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月15日から同月16日までの間、同月18日、同月20日から同月21日までの間、同月23日及び同月26日	兵庫県
令和2年3月19日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月3日、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月26日	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県
令和2年3月21日から同月23日までの間、同月28日、同月31日、同年4月2日、同月7日から同月8日までの間、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日から同月21日までの間、同月23日及び同月26日	岐阜県

表示期間	配布地域
令和2年3月22日、同年4月7日及び同月21日	島根県
令和2年3月22日、同月31日、同年4月7日及び同月21日	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
令和2年3月22日から同月23日までの間、同月28日、同月31日、同年4月2日、同月7日から同月8日までの間、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日から同月21日までの間、同月23日及び同月26日	富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
令和2年3月26日、同年4月7日及び同月21日	北海道

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の

政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。
- 4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。
- 5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。
- 6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。
- 一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）
 - 二 第三項の規定による資料の提出の求め
 - 三 第十五条第一項の規定による通知

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同条第一項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの（以下この項において「金銭以外の支払手段」という。）を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を交付する措置（金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、当該金銭以外の支払手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 実施予定返金措置の内容及び実施期間

二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項

三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。

一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。

三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。

6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。

8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。

9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第

一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 （略）

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

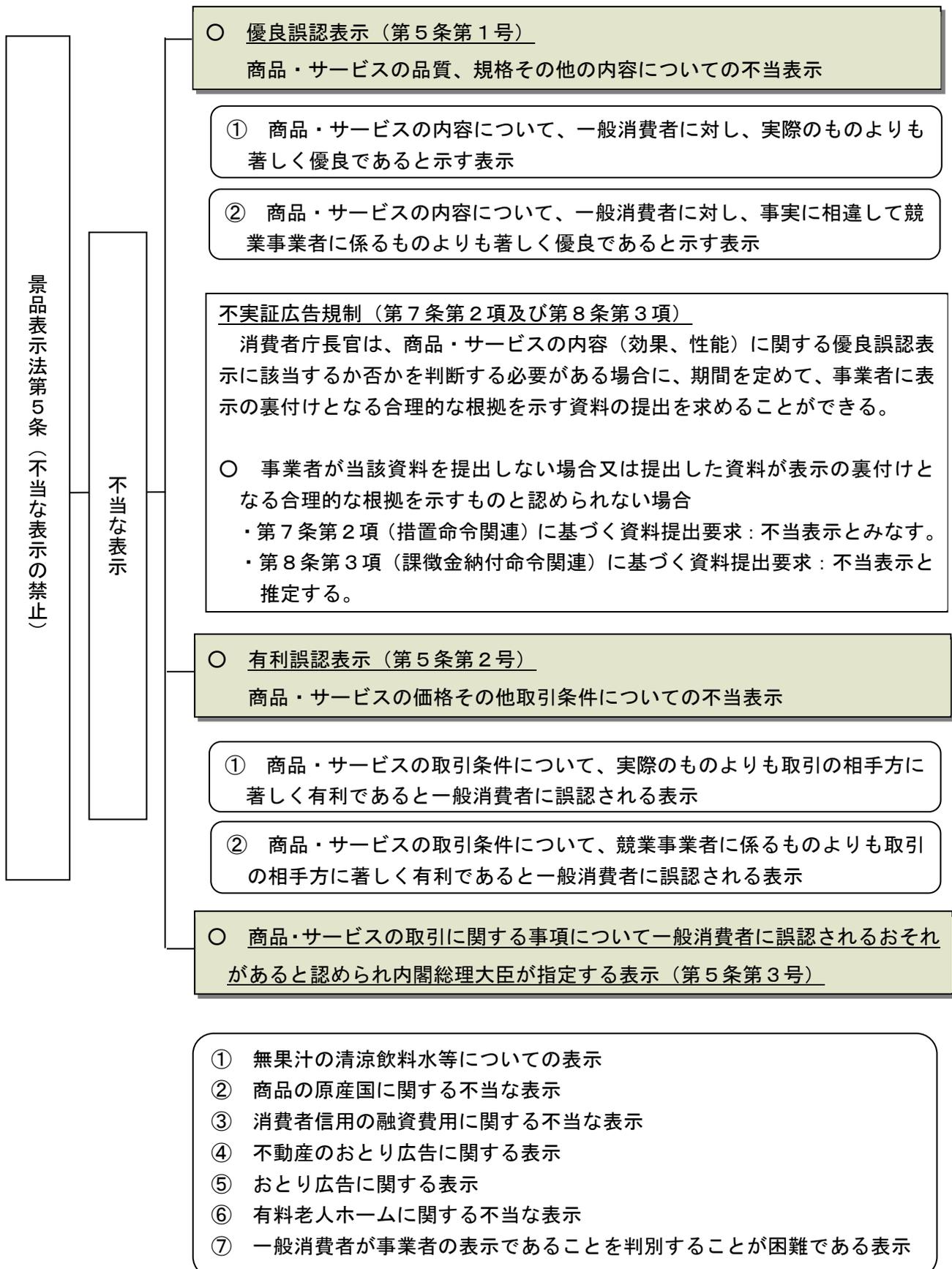
（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる*。

*基準日（報告の徴収などが行われた日のうち最も早い日）から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた場合は、4.5%を乗じる。

・ **対象期間**：3年間を上限とする。

・ **主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があった場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭（金銭以外の支払手段を含む。）を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告



賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

※別添写しについては添付を省略しています。

別 添

消表対第679号
令和7年3月21日

株式会社夢グループ
代表取締役 石田 重廣 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「立体マスク30枚セット」と称する商品（以下「本件商品」という。）に係る取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社夢グループ（以下「夢グループ」という。）は、課徴金として金6589万円を令和7年10月22日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、夢グループは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ(7) 夢グループが前記1の課徴金対象行為をした期間は、別表「配布地域」欄記載の各地域について、それぞれ、同表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間である。

(イ) 本件商品について、夢グループが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめ

た日から6月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、別表「配布地域」欄記載の各地域について、それぞれ、同表「最後に取引をした日」欄記載の日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、別表「配布地域」欄記載の各地域について、それぞれ、同表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係る夢グループの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、21億9662万8642円である。

エ 夢グループは、別紙中の4(2)記載の事実を認識しながら、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、夢グループが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した6589万円である。

よって、夢グループに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

- (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

配布地域	課徴金対象行為をした期間	最後取引をした日	課徴金対象期間
栃木県	令和2年3月13日	—	令和2年3月13日
	令和2年3月19日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月19日から同年4月30日までの間
神奈川県	令和2年3月14日	—	令和2年3月14日
	令和2年3月19日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月19日から同年4月30日までの間
青森県	令和2年3月15日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月15日から同年4月30日までの間
兵庫県	令和2年3月15日	—	令和2年3月15日
	令和2年3月22日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月22日から同年4月30日までの間
岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県	令和2年3月19日から同年4月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年3月19日から同年4月30日までの間
岐阜県	令和2年3月21日から同月23日までの間	令和2年3月26日	令和2年3月21日から同月26日までの間
	令和2年3月28日から同年4月2日までの間	令和2年4月6日	令和2年3月28日から同年4月6日までの間
	令和2年4月7日から同月8日までの間	令和2年4月12日	令和2年4月7日から同月12日までの間
	令和2年4月13日から同月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年4月13日から同月30日までの間

配布地域	課徴金対象行為をした期間	最後に取り引をした日	課徴金対象期間
島根県	令和2年3月22日	令和2年3月26日	令和2年3月22日から同月26日までの間
	令和2年4月7日	令和2年4月11日	令和2年4月7日から同月11日までの間
	令和2年4月21日	令和2年4月25日	令和2年4月21日から同月25日までの間
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	令和2年3月22日	令和2年3月26日	令和2年3月22日から同月26日までの間
	令和2年3月31日	令和2年4月4日	令和2年3月31日から同年4月4日までの間
	令和2年4月7日	令和2年4月11日	令和2年4月7日から同月11日までの間
	令和2年4月21日	令和2年4月25日	令和2年4月21日から同月25日までの間
富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	令和2年3月22日から同月23日までの間	令和2年3月27日	令和2年3月22日から同月27日までの間
	令和2年3月28日から同年4月2日までの間	令和2年4月6日	令和2年3月28日から同年4月6日までの間
	令和2年4月7日から同月8日までの間	令和2年4月12日	令和2年4月7日から同月12日までの間
	令和2年4月13日から同月26日までの間	令和2年4月30日	令和2年4月13日から同月30日までの間
北海道	令和2年3月26日	令和2年3月30日	令和2年3月26日から同月30日までの間
	令和2年4月7日	令和2年4月11日	令和2年4月7日から同月11日までの間
	令和2年4月21日	令和2年4月25日	令和2年4月21日から同月25日までの間

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社夢グループ（以下「夢グループ」という。）は、東京都文京区音羽二丁目10番2号に本店を置き、通信販売等の事業を営む事業者である。
- 2 夢グループは、通信販売の方法により、「立体マスク30枚セット」と称する商品（以下「本件商品」という。）を自ら一般消費者に販売している。
- 3 夢グループは、本件商品の販売に係る新聞紙面広告の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) 夢グループは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、新聞紙面広告（別添写し）において、別表「表示期間」欄記載の各期間に、同表「配布地域」欄記載の地域において、「立体マスク30枚セット3,600円（税抜）」及び「本日の広告の有効期限5日間」と表示することにより、あたかも、当該広告掲載日から5日間に限り、3,600円（税別）で、他に負担すべき費用はなく、本件商品を購入できるかのように示す表示をしていた。
- (2) 実際には、本件商品を1セット購入する場合には、3,600円（税別）の他に送料や手数料を負担する必要があるものであり、当該広告掲載日から5日間を経過した後も当該条件で本件商品を購入することができるものであった。

別表

表示期間	配布地域
令和2年3月13日、同月19日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月3日、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月26日	栃木県
令和2年3月14日、同月19日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月3日、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月26日	神奈川県
令和2年3月15日、同月19日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月3日、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月26日	青森県
令和2年3月15日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月2日から同月3日までの間、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月15日から同月16日までの間、同月18日、同月20日から同月21日までの間、同月23日及び同月26日	兵庫県
令和2年3月19日、同月22日、同月25日、同月28日、同月31日、同年4月3日、同月7日から同月8日までの間、同月12日から同月13日までの間、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月26日	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県
令和2年3月21日から同月23日までの間、同月28日、同月31日、同年4月2日、同月7日から同月8日までの間、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日から同月21日までの間、同月23日及び同月26日	岐阜県
令和2年3月22日、同年4月7日及び同月21日	島根県
令和2年3月22日、同月31日、同年4月7日及び同月21日	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
令和2年3月22日から同月23日までの間、同月28日、同月31日、同年4月2日、同月7日から同月8日までの間、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日から同月21日までの間、同月23日及び同月26日	富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
令和2年3月26日、同年4月7日及び同月21日	北海道